（自動車の騒音防止装置）

第196条　（略）

2　（略）

3　自動車に備える消音器は前項第６号の基準に適合するものとして、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。

一　（略）

二　自動車（側車付二輪自動車（二輪自動車から改造を行ったものを除く。）、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。以下この号において同じ。）　次のいずれかに該当する消音器

イ　（略）

ロ　次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器

⑴　（略）

⑵　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）であって、公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第51号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第２改訂版の規則6.2.2.（同規則に規定するフェーズ２に係る要件に限る。）に限る。）に定める基準に適合することが運行の際に明らかである自動車

⑶　外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第４改訂版補足第５改訂版若しくは協定規則第51号第３改訂版補足第２改訂版又はこれらと同等の欧州連合司令に適合することが運行の際に明らかである自動車

（前照灯）

第198条　走行用前照灯と同等の性能を有する配光可変型前照灯を備える自動車として保安基準第32条第１項の告示で定めるものは、灯光の色、明るさ等が協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第９改訂版の規則6.3.及び7.に限る。）に定める基準に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車とする。

２～19　（略）

（番号灯）

第205条　番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第36条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　番号灯は、夜間後方20ｍの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。

イ　自動車（ロ及びハに掲げるものを除く。）に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が８lx以上のもの又は協定規則第４号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則9.のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準に基づく番号標板面の輝度が２cd／㎡以上のものであり、その機能が正常であるもの

ロ　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が15lx以上のもの又は協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第20改訂版の附則５のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準に基づく番号標板面の輝度が1.6cd／㎡以上のものであり、その機能が正常であるもの

ハ　（略）

二・三　（略）

２～４　（略）

（自動車の騒音防止装置）

第196条　（略）

2　（略）

3　自動車に備える消音器は前項第６号の基準に適合するものとして、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。

一　（略）

二　自動車（側車付二輪自動車（二輪自動車から改造を行ったものを除く。）、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。以下この号において同じ。）　次のいずれかに該当する消音器

イ　（略）

ロ　次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器

⑴　（略）

⑵　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）であって、公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第51号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足改訂版の規則6.2.2.（同規則に規定するフェーズ２に係る要件に限る。）に限る。）に定める基準に適合することが運行の際に明らかである自動車

⑶　外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第４改訂版補足第５改訂版若しくは協定規則第51号第３改訂版補足改訂版又はこれらと同等の欧州連合司令に適合することが運行の際に明らかである自動車

（前照灯）

第198条　走行用前照灯と同等の性能を有する配光可変型前照灯を備える自動車として保安基準第32条第１項の告示で定めるものは、灯光の色、明るさ等が協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則6.3.及び7.に限る。）に定める基準に適合する走行用ビームを発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車とする。

２～19　（略）

（番号灯）

第205条　番号灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第36条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　番号灯は、夜間後方20ｍの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。

イ　自動車（ロ及びハに掲げるものを除く。）に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が８lx以上のもの又は協定規則第４号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則9.のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準に基づく番号標板面の輝度が２cd／㎡以上のものであり、その機能が正常であるもの

ロ　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が15lx以上のもの又は協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の附則５のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準に基づく番号標板面の輝度が1.6cd／㎡以上のものであり、その機能が正常であるもの

ハ　（略）

二・三　（略）

２～４　（略）